

## 新潟県立看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2025（平成37）年3月31日までとする。

### II 総 評

貴大学は、建学の精神として「ゆうゆう・くらしづくり」を掲げ、2002（平成14）年に新潟県を設置団体とする看護学部の単科大学として開学した。その後、2006（平成18）年に看護学研究科（修士課程）を開設し、2013（平成25）年の公立大学法人化を経て、「地域に根ざした看護科学の考究」を目指し、教育研究活動を展開している。

2010（平成22）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）の大学機関別認証評価を受けた後、学士課程の3年次編入及び修士課程における入学定員充足率が低いという指摘に対し、医療関係機関等への積極的な広報活動の展開や入試制度の変更を行うなど、改善に取り組んでいる。

貴大学の特徴として、担任制度を活用した継続的な学生支援体制を整備するとともに、意見交換会等を通じて学生の現状の把握やニーズを積極的に収集し、包括的な学生支援をしていること、看護研究交流センターが総合窓口としての機能を果たし、地域のニーズを捉えながら貴大学独自の社会連携・社会貢献事業を展開し、研究成果を積極的に地域に還元していることは、高く評価できる。

一方、課題としては、学部・研究科ともに、シラバスの記載内容に精粗がみられること、また、研究科においては、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会が設けられていないことが挙げられる。さらに、自己点検・評価においては、「法人ワーキング」「運営評議会」といった関連組織の役割分担が明確ではないため、自己点検・評価の実施体制を整備することが挙げられ、これらについては今後の改善が望まれる。

### III 各基準の概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

貴大学は、「生命の尊厳を基盤とする豊かな人間を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術

## 新潟県立看護大学

を教授することにより、多様に变化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成し、『地域に根ざした看護科学の考究』を進めること」を大学及び学部の目的として学則に掲げている。また、研究科の目的を「看護学分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、看護実践能力の向上を図り、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与すること」とし、大学院学則に定めている。大学及び学部・研究科の理念・目的はいずれも地域を意識したものであり、大学の目指すべき方向性等を明らかにしている。

大学及び学部・研究科の理念・目的は、『学生便覧』『研究科学生便覧』『教員ハンドブック』及びホームページで公表している。なお、「建学の精神」及び「mission（使命と任務）」については、『学生便覧』等に掲載しているが、ホームページには掲載していないため、社会一般に対して広く周知・公表することが望まれる。

理念・目的の適切性の検証については、「運営評議会」を責任主体として取り組み、「教育研究審議会」「経営審議会」で審議し、必要に応じて理事会においても審議するとしているものの、検証が十分に行われていないため、今後、この実施体制に基づき、恒常的に検証を行うことが望まれる。

## 2 教育研究組織

### <概評>

理念・目的を達成するために、教育研究上の基本となる組織として、看護学部及び看護学研究科（修士課程）を設置している。また、教育・研究支援に関する大学の附属機関として、図書館及び看護研究交流センターを有している。看護学部は看護学科のみで構成しており、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に規定するカリキュラム構成で看護学士を養成している。看護学研究科は看護学専攻のみで構成しており、看護の学術体系・研究を探求し、看護の質向上に貢献しうる創造性豊かな看護学教育者、研究者及び高度な専門性を発揮する看護実践者を育成している。また、図書館は、学生及び教職員の学習・研究支援に加え、県民や他大学生にも開放し、「地域社会に還元」する大学の理念・目的に沿った取組みを行っている。看護研究交流センターは、「県内の保健・医療・福祉の向上に貢献する」ことを目的とし、地域課題研究、看護職者に対する学習支援、地域住民との交流会、公開講座及び出前講座等の事業を展開している。

教育研究組織の適切性の検証については、「運営評議会」を責任主体として取り組み、「教育研究審議会」「経営審議会」で審議し、必要に応じて理事会においても審議している。なお、検証の結果、2018（平成30）年度に大学院博士後期課程を設置する計画となっている。

### 3 教員・教員組織

#### <概評>

大学教員として必要とされる学歴、職歴、教授能力、教育及び研究業績、学会及び社会における活動等について、「教員選考規程」に職位ごとに規定し、求める教員像を明らかにしている。教員組織の編制方針については、理念・目的に沿った学部・研究科としての教育研究が効果的に行えるように、学部はすべての科目に教授又は准教授を配置し、研究科は学部と兼務で、原則として准教授（研究指導補助教員は講師）以上とするとともに、授業内容、授業時間数及び実習時間数等を勘案して基本定数を定め、教職員で共有している。

専任教員数は、大学及び大学院設置基準上に定める必要数を満たしており、年齢構成についても特定の範囲に偏ることなく、適正な分布であるといえる。

教員の募集・採用・昇格については、「教員選考規程」「修士課程を担当する専任教員の資格に関する内規」及び「修士課程を担当する専任教員の選考に関する申し合わせ」に基づいて行い、教員の選考にあたっては、学長が「教育研究審議会」に発議し、その承認を得た後「教員選考委員会」を設置し、教員候補者の選考を行うこととしている。

教員の資質向上を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）としては、「FD委員会」が2015（平成27）年度に千葉大学看護学教育マザーマップを活用した研究会を実施しているほか、同年度に「教員評価指針」を制定し、「教員評価システム」を構築している。同システムを活用し、「教育活動」「研究活動」「社会貢献活動」「大学運営」について、学長、副学長による評価後、教授会への報告を行い、高い評価を受けた教員に対する報奨等の措置あるいは著しく評価が低い教員に対しては指導及び助言を行っている。

教員組織の適切性の検証については、「運営評議会」を責任主体として取り組み、「教育研究審議会」で審議している。

### 4 教育内容・方法・成果

#### (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### <概評>

##### 看護学部

教育目標として、「生命の尊厳を感受し、自己への深い洞察力と物事への豊かな想像力に根ざした倫理観を培い、人々の喜び、痛み、苦しみを分かち合い、自己の

持てる力を行動に移す能力を養う」などの6項目を掲げている。この教育目標に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として、「専門職としての人間愛と高い倫理観を身につけている」などの6項目を定め、課程修了にあたって修得すべき学習成果を示している。また、これに基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として、「豊かな人間性の涵養と総合的判断力、コミュニケーション能力の土台となる多様な視点を育成することを目的として『基礎科目群』を配置している」など、年次ごとに2～5項目を定め、教育課程を編成・実施している。なお、大学及び学部の目的を「『地域に根ざした看護科学の考究』を進める」と定め、教育課程の編成・実施方針として、1年次において「地域看護学概論」を開講して早期から地域を意識した看護活動ができるようにしているほか、地域社会の人々と交流するプログラムとして「ふれあい実習」を組み込んでいるものの、学位授与方針には「地域」という概念は含まれていない。

これらの目標や方針については、『学生便覧』『大学案内』及びホームページに掲載するとともに、入試説明会やオープンキャンパス等を通じて説明を行い、学内外に広く公表している。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、「教務委員会」を責任主体として取り組み、「運営評議会」で審議した後、「教育研究審議会」で審議している。なお、2016（平成28）年度のカリキュラム改正に伴い、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を新たに策定している。

### 看護学研究科

教育目標として、「看護学の学問体系の構築に貢献する看護学教育者・研究者の育成」などの5項目を掲げている。この教育目標に基づき、学位授与方針として、「看護学と看護実践の発展に寄与するための基礎的研究能力を有する」などの5項目を修得した学生に学位を授与している。また、これに基づき、教育課程の編成・実施方針として、「看護学の基盤となる理論や研究に関する科目、さらに高度な看護実践能力の開発に役立つ科目を配置している」などの3項目を定め、教育課程を編成・実施している。なお、研究科の目的を「地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与する」としているものの、「地域」という概念が学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針には含まれていない。

これらの目標や方針については、『研究科学生便覧』『大学院案内』及びホームページに掲載するとともに、入試相談会や入試説明会を通じて説明を行い、学内外に広く公表している。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、「教学小委員会」を責任主体として取り組み、「運営評議会」で審議した後、「教

育研究審議会」で審議している。なお、検証の結果、2014（平成26）年度に教育目標を見直すとともに、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を新たに策定している。

## （2）教育課程・教育内容

### <概評>

#### 看護学部

2016（平成28）年度のカリキュラム改正によって、教育目標及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、4年間を通じて段階的に教育が受けられるように、基礎科目、専門支持科目及び専門科目の3科目群で構成し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することが可能な教育課程を編成している。基礎科目群は、豊かな人間性の涵養と総合的判断力、コミュニケーション能力の土台となる多様な視点を育成する科目を配置している。専門支持科目群は、看護に必要な科学的知識として、病態、感染に関する理解及び保健・医療・福祉の視点を育成する科目を配置している。専門科目群は、健康状態やライフステージに応じた看護を実践するための科目や看護の発展に寄与するための能力を養う科目を配置している。また、3年次前期に「看護師課程」「看護師・保健師課程」及び「看護師・助産師課程」を選択し、自身が希望する課程において看護の専門性をより追求できるようにしており、順次的・体系的に履修することができるよう配慮している。

教育課程の適切性の検証については、「教務委員会」を責任主体として取り組み、「運営評議会」で審議した後、教授会での調整を経て、「教育研究審議会」で審議している。なお、2016（平成28）年度のカリキュラム改正では、それまで選択制であった助産師課程に加えて保健師課程も選択できるようにするとともに、各課程の必要単位数を確保し、看護専門教育の基盤となる基礎看護学の充実及び基礎看護学以外の専門科目を1年次に導入するなど、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。

#### 看護学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、研究コースと専門看護師コース（CNSコース）を設けて教育課程を編成している。研究コースは、専門分野として看護管理学、基礎看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、がん看護学、老年看護学、精神看護学、地域看護学の教育研究領域を配置している。専門看護師コースは、がん看護CNSコースと老年看護CNSコースを設けている。授業科目は、基盤看護分野科目、共通基盤分野科目及び専門分野科目で構成しており、両コースの共通の

履修科目として、基盤看護分野科目の必修科目は1～2年次前期に、選択科目である共通基盤看護科目の主な科目は1～2年次後期に主に履修できるようになっている。また、両コースともに各専門分野科目には、それぞれ高度な看護実践活動に必要な理論やそれに裏付けされた技法を修得する講義科目として「特論」「援助論」「演習」によるコースワークを設け、研究コースの各専門分野は、研究プロセスに沿って修士論文を作成するための「看護学領域別特別研究」、専門看護師コースは「専門分野別課題研究」により、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。研究コースと専門看護師コースともに、順次的・体系的に履修することができるよう配慮している。

教育課程の適切性の検証については、「教学小委員会」を責任主体として取り組み、「運営評議会」で審議した後、研究科委員会での調整を経て、「教育研究審議会」で審議している。なお、検証の結果、老年看護CNSコースにおいて、38単位基準への移行を計画し、2019（平成31）年度入学生から適用する予定としている。

### （3）教育方法

#### <概評>

##### 看護学部

教育目標及び教育課程の編成・実施方針に基づき、授業形態は講義、演習及び実習を採り入れている。講義は、大講義室において1学年一斉に行われ、演習及び実習は、少人数制を採用し、学生一人ひとりが主体的に学べるような態勢をとっている。また、学習効果の向上を目的に、臨床の看護師等をゲストスピーカーとして起用しており、臨床における基礎技術習得の重要性についての講義や演習指導への参加により、現場と大学の連携が図られた指導を行っている。

シラバスは、統一した書式に従って作成し、冊子として学生及び教職員に配付するとともに、ホームページでも閲覧できるようになっている。シラバスには、「授業科目」「到達目標」「授業概要」「授業計画」等が記載されているが、「評価方法、評価基準」については、科目によって内容に精粗がみられるため、改善が望まれる。なお、「シラバスの内容について『教務委員会』の確認を厳格に行うよう体制の再整備を行う」と貴大学自らも認識しているため、適切なシラバスの整備に向けて取り組むことが望まれる。また、シラバスと授業内容の整合性については、科目責任者及び担当者以外の第三者による検証までには至っておらず、今後の改善が期待される。

成績評価は、「教務委員会」において成績判定資料を作成し、教授会において最終的な成績評価を承認している。実習科目の成績評価は、実習評価表に基づき判断し

ている。

既修得単位の認定は、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、学則に適切に規定している。

教育内容・方法等の改善を図る方策としては、「学生による授業評価」を実施し、結果を教職員及び学生に学内専用ホームページを通じて開示するほか、教授会において、FD委員長が結果の概要を説明し、領域等で授業改善について話し合うよう促している。なお、2017（平成 29）年度より、「FD委員会」が授業評価結果を手掛かりに図られた改善例を全教員に募集し、『FD通信』として教職員と学生にフィードバックするとしており、今後の展開が期待される。また、「FD委員会」により、2016（平成 28）年度に「アクティブラーニングの理論と実践」をテーマに研修会を行い、2017（平成 29）年度の講義においては部分的にアクティブラーニングを導入し、探索学習や討議、プレゼンテーションを採り入れるなど、教育活動に生かしている。

#### 看護学研究科

教育目標及び教育課程の編成・実施方針に基づき、授業形態は、講義、演習及び実習を採用しており、講義形式をとる特論等の授業においても、学生に課題を与えプレゼンテーション及びディスカッションする形態をとっている。演習において、「フィジカルアセスメント」では、診察と診断のスキルを修得する演習を採り入れ、「看護情報統計学」では講義と演習を組み入れた形態をとっている。なお、社会人学生が多いことから、2015（平成 27）年度の教育課程の改正において、 Semester制を解除し、学生個々の就学状況に応じて履修できるようにしている。

修士論文の研究指導は、「看護学研究法」を履修後、主専攻分野の特別演習科目を履修し、その後、「看護学領域別特別研究」又は「専門分野別課題研究」において、研究指導教員による個別指導を受けることになっている。また、「研究倫理規程」を明示し、研究倫理についても指導しており、学位論文研究計画書の提出から学位授与までの手続きを『研究科学生便覧』にフローチャートにして示している。

シラバスは、統一した書式に従って作成し、冊子として学生及び教職員に配付するとともに、ホームページでも閲覧できるようになっている。シラバスには、「授業科目」「到達目標」「授業概要」「授業計画」等が記載されているが、「評価方法、評価基準」については、科目によって内容に精粗がみられるため、改善が望まれる。なお、シラバスの内容の確認及びシラバスと授業内容の整合性についての検証は、十分になされているとはいえ、今後の改善が期待される。

成績評価は、「大学院履修規程」に基づき、筆記試験、レポートその他の方法により評価している。

## 新潟県立看護大学

既修得単位の認定は、大学院設置基準等に定められた基準に基づいて、大学院学則に適切に規定している。

教育内容・方法等の改善を図る方策としては、最終の授業時に学生の意見を聞いているが、担当教員の裁量に任せており、研究科として組織的な研修・研究の機会が設けられていないため、改善が望まれる。

### <提言>

#### 一 努力課題

- 1) 看護学部及び看護学研究科において、シラバスは統一した書式で作成されているものの、「評価方法、評価基準」については、科目によって内容に精粗がみられるため、改善が望まれる。
- 2) 看護学研究科において、教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の機会が設けられていないため、改善が望まれる。

### (4) 成果

#### <概評>

##### 看護学部

卒業要件については、学則に定めるとともに、『学生便覧』やホームページに掲載してあらかじめ学生に周知している。学位授与の手続きとしては、卒業見込みの4年次を対象として集計された全成績データを卒業要件に照らして、「教務委員会」及び教授会で審議した後、学長が卒業を認定するとともに学士（看護学）の学位を授与している。

学習成果の測定については、各看護技術の習得状況を学生自ら評価することで、実習における学習成果を確認するために「看護技術到達度リスト」を活用している。また、GPA制度のほか、国家試験合格率等を評価指標として用いているが、貴大学自ら「学生の学習成果を測定するための方法を検討する必要がある」と点検・評価しているように、学位授与方針に示した課程修了にあたって修得すべき学習成果を測定するための評価指標を開発することが望まれる。

##### 看護学研究科

修了要件は、大学院学則に定めるとともに、『研究科学生便覧』やホームページに掲載することで、あらかじめ学生に周知している。修了所要単位は、研究コースが30単位以上、がん看護CNSコースが42単位以上、老年看護CNSコースが30単位以上であり、所定の単位を取得したうえで、研究コースは修士論文、専門看護師



コースは課題研究の審査及び最終試験を受け合格した者に対し、修了を認定している。学位授与の手続きとしては、「修士学位論文審査内規」に基づき、修士論文審査委員による学位審査、最終試験の結果により研究科委員会で審議した後、学長が学位を授与している。修士論文審査においては、主指導者及び研究科委員会で選任された3名以上により「修士論文審査委員会」を構成し、主指導者以外の者が主査を務めている。なお、学位論文審査基準については、『研究科学生便覧』により、学生に明示している。

課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標の一つとして、CNS認定審査合格者数を挙げているが、貴大学自ら「学習成果を測る評価指標を検討する」と点検・評価しているように、学位授与方針に示した課程修了にあたって修得すべき学習成果を測定するための評価指標を開発することが望まれる。

## 5 学生の受け入れ

### <概評>

理念・目的、教育目標を踏まえ、学部では「看護をはじめとする保健・医療・福祉の分野に興味関心をもち、社会に貢献したいという志がある人」などの4項目、研究科では「地域社会で保健・医療・福祉の向上における貢献を目指す人」などの4項目にわたり、求める学生像を明示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページや『学生募集要項』等に掲載し、周知を図っている。

学生募集については、オープンキャンパス、各種進学説明会、模擬授業や高等学校進路指導担当者との懇談会等、さまざまな手段で広報活動を行っている。入学者選抜について、学部では「入試・広報委員会」が主体となり、一般入試、推薦入試、社会人入試を実施し、研究科では「入学小委員会」が主体となり、年に2回の入試を実施している。また、演習や実習を含む授業を受けるうえで必要な能力について考査するとともに、看護職に求められる適性を見極めるため、学部・研究科のすべての入試で面接試験を課している。以上のことから、学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれているといえる。

定員管理については、学部・研究科ともに概ね適切である。なお、学部では編入学定員に対する編入学生数比率が低いものの、2016（平成28）年度入試を以て編入学制度を廃止することを決定し、ホームページで周知している。

学生の受け入れの適切性の検証について、学部では「入試・広報委員会」、研究科では「入学小委員会」を責任主体として取り組み、「運営評議会」で審議した後、「教授会」「研究科委員会」で審議している。

## 6 学生支援

### <概評>

中期目標（2013（平成25）年度～2018（平成30）年度）において、「学習に関する疑問や悩みを気軽に相談できる支援体制を充実させる」とする学習支援に関する方針のほか、生活支援、キャリア支援、卒業・修了後の支援に関する方針も定めており、具体的な方策については、中期計画（2013（平成25）年度～2018（平成30）年度）で定めている。これらはホームページで公表し、教職員で共有している。

修学支援について、学年担任制度により1～3年次に各学年2名の担任を配置し、4年次は卒業研究の指導教員が担任の役割を担っており、3年次編入学生には教員1名をコーディネーターとして配置している。1～2年次は学生全員の個別面談を実施し、潜在的な悩みや問題の把握に努めている。休・退学者に対する相談・支援は、学年担任等を中心に行っている。そのほか、個別の学習相談や生活上の問題に対する相談体制を強化するために、オフィスアワー制度の活用促進を年度計画に掲げ、「教務委員会」「学生委員会」を中心に取り組んでおり、オフィスアワー制度の活用方法を『学生便覧』に記載するとともにガイダンス時に説明を行っている。しかし、オフィスアワーは日時を指定せず、在室時はいつでも対応あるいは学生からのメール連絡により日時を調整して対応する形式をとっている教員が多いため、学生の利用を促進させるべく、日時の設定が望まれる。障がいのある学生への支援については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に基づく手続きマニュアル」を制定し、支援体制を構築している。経済的支援としては、授業料の減免・納付期限延長制度のほか、日本学生支援機構奨学金、新潟県看護職員（臨時）修学資金等を設けている。

生活支援については、学年担任、保健相談員、カウンセラーが中心となって行っている。ハラスメント防止に向けた取組みでは、「ハラスメントの防止等に関する規程」及び「ハラスメント防止特別委員会規程」を定めるとともに、ハラスメント相談があった場合の対応についてガイドラインを定めているほか、『ハラスメント相談啓発リーフレット』を作成し、新入生ガイダンス時に配付して説明を行い周知している。

これらの支援を強化するために、全学生を対象にした「心と身体アンケート」や学生生活実態調査、学生代表と教職員による意見交換会を実施するなど、学生の現状の把握やニーズを積極的に収集している。また、それらの内容を「学生相談関係者会議」を通じて教職員等で共有し、大学全体として組織的に取り組んでおり、

## 新潟県立看護大学

その結果、自習室の利用時間の延長等の学内環境が改善されているほか、休・退学者が少ないことは、高く評価できる。

進路支援については、「国家試験対策・就職委員会」「教学小委員会」及び看護研究交流センターが中心となり、国家試験対策講義や進路・就職ガイダンス、求人訪問対応及び進路情報の提供等を行っている。

学生支援の適切性の検証について、学部では、修学支援及び生活支援を「学生委員会」「教務委員会」、進路支援を「国家試験対策・就職委員会」、研究科では「教学小委員会」を責任主体として取り組み、それぞれ「運営評議会」で審議した後、教授会、研究科委員会で審議している。

### <提言>

#### 一 長所として特記すべき事項

- 1) 学年担任制度により1～3年次に各学年2名の担任を配置し、4年次は卒業研究の指導教員が担任の役割を担っており、学生にとって支援体制の一次窓口が明確で、相談しやすい環境が整っている。また、全学生を対象にした「心と身体のアナケート」や学生生活実態調査、学生代表と教職員による意見交換会を実施している。組織的に学生の現状の把握やニーズを積極的に収集し、それらの内容を「学生相談関係者会議」を通じて教職員等で共有するとともに検討を行い、その結果、自習室の利用時間の延長等の学内環境が改善されているほか、休・退学者が少ないことは、評価できる。

## 7 教育研究等環境

### <概評>

中期計画において、教育研究等の環境整備に関する方針として「施設・設備の状況を調査・点検し、将来必要となる維持管理費や更新費を見積り、費用が平準化するような中長期的な施設整備計画を策定する」などと定め、ホームページに掲載し、教職員で共有している。

校地及び校舎面積は大学設置基準を満たし、かつ看護学教育に必要な講義室、実習室、自習室、図書館等を整備している。

図書館では、看護系を中心とした十分な質と量の蔵書があり、学術雑誌、電子媒体等も備えている。選書は年1回各領域の教員及び大学院講義担当者に依頼しているほか、教員や学生からの購入希望図書を随時受け付けており、特に学生に対しては学生選書枠を設け、ブックハンティングを実施している。また、学術情報へのアクセスについても、データベースや電子ジャーナル、オンライン電子書籍等の電子

## 新潟県立看護大学

資料利用環境の整備により、インターネットを通じて研究室や実習先の病院からのリモートアクセスを可能にするとともに、学術コンテンツや他大学の図書館とのネットワークも整備している。さらに、開館日や開館時間に配慮し、適切な座席数を確保しているほか、専門的な知識を有する専任職員を配置している。

教員の研究室は、講師以上は個室、助教及び助手は共同研究室を利用している。研究費は、職位に応じて一定の個人研究費（備品費、消耗品費、旅費等）を支給しているほか、競争的研究費である学長裁量経費も設けている。また、教員の研究時間は教育運営に支障がない範囲で柔軟に対応しうることを保障している。

研究倫理に関しては、「研究倫理規程」及び「倫理委員会規程」を定め、自然科学の有識者を1名以上、人文・社会科学の有識者を1名以上、学外者を含む「倫理審査委員会」で、研究計画書の審査を実施している。また、研究活動の不正行為防止については、研修会等で啓発を行うとともに「研究活動における不正行為への対応に関する規程」を定め、不正行為の未然防止や組織の管理責任の明確化等に取り組んでいる。

教育研究等環境の適切性の検証については、「図書委員会」「研究推進委員会」「倫理委員会」及び事務局で行い、「運営評議会」の審議を経て、「教育研究審議会」「経営審議会」で審議し、必要に応じて理事会においても審議している。

## 8 社会連携・社会貢献

### <概評>

建学の精神に基づき、「地域とともに発展する大学」「ヘルスケアに携わる者の生涯学習の期待に応え、県民のくらしづくりに貢献する大学」を目指しており、これを社会連携・社会貢献に関する基本方針としている。この方針のもと、中期目標では、「地域に開かれた大学として、大学施設の開放や学外者が参加可能な行事、生涯学習等を実施し、地域住民等との交流促進に取り組む」などの目標を定め、具体的な方策については中期計画で定めている。また、基本方針は、『学生便覧』『研究科学生便覧』に掲載するとともに、中期目標及び中期計画はホームページに公開し、教職員で共有している。

これらの方針・目標に基づき、社会貢献・地域貢献の総合窓口・拠点として看護研究交流センターがさまざまな事業を展開している。一般市民・県民向け講座として、上越教育大学と連携して行う連携公開講座や市民公開講座、出前講座を開催し、また、看護等専門職向け講座・セミナーとして、現職の看護職者・介護職者のスキルアップや潜在看護職者のリカレント教育を推進する「どこでもカレッジプロジェクト」を行っている。さらに、地域が抱える課題解決のため、貴大学教員と地域の

## 新潟県立看護大学

医療機関看護職員が共同研究を行う「地域課題研究」をはじめとした、学外組織との連携協力による教育研究の推進や地域住民との交流会「いきいきサロン」の開催等を行っている。これらの取組みは、貴大学の建学の精神を具現化したものであり、研究成果を積極的に地域に還元していることは、高く評価できる。

また、2015（平成27）年度よりベトナムのホーチミン医科薬科大学及び国立クイホア病院とMOU（国際交流協定覚書）を締結し、教員及び学生が毎年ベトナムを訪問し、現地の病院で実習を行い、現地の学生及び患者等と交流している。2016（平成28）年度にはニュージーランドのクライストチャーチ工科大学とMOUを締結しており、今後の国際交流活動が期待される。

社会連携・社会貢献の適切性の検証について、看護研究交流センターの活動内容については、同センターの「運営会議」で事業ごとに行い、国際交流については「国際交流委員会」を責任主体として取り組み、それぞれ「運営評議会」の審議を経て、「教育研究審議会」で審議している。

### <提言>

#### 一 長所として特記すべき事項

- 1) 看護研究交流センターの活動については、大学全体で取り組んでおり、一般市民・県民向け講座、看護等専門職向け講座、学外組織との連携協力による教育研究の推進等、地域社会のニーズに対応すべく、さまざまな事業を展開している。とりわけ、出前講座は依頼件数・実施件数ともに増加し、地域貢献活動の大きな柱となっており、さらに、地域が抱える課題解決のため、貴大学教員と地域の医療機関看護職員が共同研究を行う「地域課題研究」は、県内の看護現場における看護研究の活性化と看護の質向上に寄与している。これらの取組みは、貴大学の建学の精神を具現化したものであり、研究成果を積極的に地域に還元していることは評価できる。

## 9 管理運営・財務

### (1) 管理運営

#### <概評>

中期目標において、管理運営に関する方針として「理事長（学長）のリーダーシップのもと、自主的・自律的な経営を基本に、単科大学のメリットを生かした効率的で機動的な組織運営を行う体制を構築する」と定め、具体的な方策については、中期計画で定めている。これらはホームページで公表し、教職員で共有している。

法人組織の意思決定は、定款の定めにより、理事会、「経営審議会」及び「教育研

## 新潟県立看護大学

究審議会」において審議・決定している。また、理事長の職務・権限を定款に定めており、「地方独立行政法人法」の規定により理事長が学長となっている。教学組織としては、教授会、研究科委員会等の役割を、学則等の各規程に定め明確化している。

事務組織は、事務局のもと総務課、教務学生課を設置し、「事務局に置く職に関する規程」及び事務分掌表により業務を明確にしている。また、事務職員の資質向上を図るため、事務局主宰のスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を実施するとともに、教員対象のFD研修に事務職員も参加できるようにしているほか、2016（平成28）年度から「人事評価制度」による人事評価を行っている。なお、事務職員は、新潟県からの派遣職員、貴大学採用のプロパー職員及び非常勤職員で構成しているが、専門性の高い職員の育成を図るため、2013（平成25）年度から順次プロパー職員の採用を行っている。

管理運営の適切性の検証については、「運営評議会」を責任主体として取り組み、「教育研究審議会」「経営審議会」での審議を経て、理事会において審議している。

予算編成については、中期計画や年度計画に基づき、予算責任者の事務局長が予算編成方針に基づいて予算案を作成し、理事長に提出している。県からの運営交付金の予算配分は、予算編成方針に基づき予算案を作成し、「経営審議会」及び理事会での審議を経て理事長が予算を決定している。予算執行については、「会計規則」「会計規則実施規程」及び「契約事務取扱規程」に基づき、事務局で審査したうえで執行している。監査については、「内部監査規程」により内部監査体制を整備し、監事監査は法人監事による監査を受け、さらに「地方自治法」の規定により、県の監査委員による監査も受けている。

### （2）財務

#### <概評>

2013（平成25）年度に公立大学法人化する際に策定した中期計画において、中・長期を見越した6年間の予算・収支計画及び資金計画を策定し、教育研究を安定して遂行するための財政基盤の確立を目指している。中期計画では、「自己収入の増加」や「経費節減」により、財政基盤の一層の安定を図ることとしており、有料公開講座の開催や施設の貸し出し、業務の外部委託や委託内容の見直し等に取り組んでいる。

収入の過半を占める運営費交付金は、設置団体との間で毎年度、効率化係数1%を削減して交付されるため、新規事業への対応が困難な状況になりつつあるとしているが、学生生徒等納付金は堅調に推移しており、教育研究目的・目標を具体的に

実現するうえで必要な財政基盤を確立している。

なお、外部資金の獲得については、公立大学法人化後、科学研究費補助金に1人1件以上の申請をすることを目標に取り組んだ結果、申請件数は増加傾向にあるが、採択件数及び配分額の増加につながっていないため、今後の一層の努力が望まれる。

## 10 内部質保証

### <概評>

中期目標において、自己点検・評価を効率的かつ効果的に実施できるよう評価体制を整備し、定期的実施して評価結果を教育研究活動や業務運営の改善に活用し、情報を積極的に公開することを定め、これを内部質保証の方針としている。

本方針を踏まえ、新潟県が定めた中期目標を達成するために6年間の中期計画を立て、これに基づき毎年の年度計画を策定し、その進捗状況を点検・評価しつつ、翌年度の計画を策定している。具体的には、「教務委員会」「入試・広報委員会」等の各種委員会が、それぞれの活動内容について点検・評価し、「法人ワーキング」がこれをもとに大学全体の点検・評価を行い、「運営評議会」がその内容を検証・審議することとしている。これを経て、「教育研究審議会」「経営審議会」及び理事会で審議した後、「新潟県公立大学法人評価委員会」の評価を受け、その結果を翌年度の計画に反映させる手続きとなっている。

しかし、「運営評議会」については、学則において「大学の教育・研究並びに大学運営全般について審議する」と規定しているのみであり、議事録が残されておらず、貴大学からもその役割について明確な説明がなされなかったことから、自己点検・評価における「運営評議会」の役割と機能を第三者として確認することはできない。このことから、今後は、「法人ワーキング」及び「運営評議会」の役割分担や自己点検・評価のプロセスを明確にし、内部質保証の方針に沿って評価体制の整備を進め、これを機能させるよう、改善が望まれる。

なお、2010（平成22）年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）の認証評価で受けた指摘に対しては、改善に向けて取り組んでいる。

自己点検・評価の結果及び法人評価や認証評価の結果等のほか、学校教育法施行規則で公表が求められている事項及び財務関係書類は、ホームページに掲載している。

### <提言>

#### 一 努力課題

- 1) 自己点検・評価の体制として、大学全体の点検・評価を行う「法人ワーキング」とその内容を検証・審議する「運営評議会」を位置づけているものの、「運営評議会」の役割は明確でなく、「法人ワーキング」で点検・評価した内容を検証・審議していることを、根拠をもって確認することはできない。今後は、両会議体の役割分担や自己点検・評価のプロセスを明確にし、機能させるよう、改善が望まれる。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2021（平成33）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上